

2020年5月29日

ご入所様・ご家族の皆様へ

介護老人保健施設 千の風・川崎
施設長 廣瀬 好文

新型コロナウイルス感染緊急事態宣言の解除とそれに伴う対応について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当施設ならびに介護サービスをご利用いただき有難く厚く御礼を申し上げます。

緊急事態制限中は、ご入所様の安全確保と感染防止を最重要と判断し、緊急を要しない面会を中止し、ご家族様には大変ご迷惑とご不便をおかけしてまいりました。

さて、新型コロナウイルス感染症の陽性者数も減少し、政府は5月25日に緊急事態制限を解除しました。

しかしながら、完全終息となったわけではなく、引き続き慎重かつ確実な感染症対策の実施の励行が求められていることは言うまでもありません。

今般の「緊急事態宣言の解除」を受けて、ご家族様も面会制限の解除を望まれているとご推察いたしますが、当施設の当面の対応といたしましては、別紙「神奈川県高齢福祉課」の指針「緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限すること」(別紙①ご参照)に基づき、引き続き「面会制限」を継続させていただきたく、お願いを申し上げる次第です。

大変、心苦しいお願いですが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況に応じて変更が生じた場合は、可及的速やかにご連絡申し上げます。

末筆になりますが、皆様におかれましては引き続きご支援・ご厚情を賜りますと共にくれぐれもご自愛いただきますよう心よりお祈り申し上げます。

敬具

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止対策

職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- 施設等が提供するサービスは、入所者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染拡大防止対策を徹底した上で、必要なサービスを継続的に提供できるようにする。
- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。

職員

- ・職場と自宅との往復以外は最低限の外出にとどめる。（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・出勤前に毎日体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤をしないことを徹底。
- ・少なくとも次のいずれかに該当する場合はすぐに帰国者・接触者相談センター※に相談する。
 - 息苦しさ<呼吸困難>、強いだるさ<倦怠感>、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・該当職員については管理者に報告。確実な把握を行う。
- ・就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。また、マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・無症状又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、職場外で人と人の距離をとる（社会的距離：Social distancing）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がける。
- ※直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

- 面会者、委託業者等、職員などと接触する可能性がある者は、感染経路を断つことが重要。
- 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。（マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）
- 併設の介護サービス事業所等がある場合には、事業所間の情報共有を密にする。
- 地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）を踏まえて、予防に取り組む。

面会者

- ・面会は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限すること。オンライン面会等の活用等の工夫をすることも検討する。
- ・ただし、コロナ感染以外の看取り等、緊急やむを得ない場合は、面会者と利用者の動線を完全に分離する等の対策をとった上で実施する。
- ・面会を行う場合は、検温やマスクの着用、手指消毒など感染防止対策をとった上で、面会者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・発熱等が認められる場合はいかなる理由があっても面会を認めない。

委託業者等

- ・物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・施設内には原則として立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。